

デカルト哲学における明晰判明性の概念について

今井 悠介

1. はじめに

「明晰判明 (clarus et distinctus)」はデカルト哲学を特徴づけるキー・タームであると言われる。実際、デカルト哲学において、「明晰判明」性は、何が真理であるかを識別するための基準、すなわち真理基準として用いられることになる。「きわめて明晰判明に私が知覚する (percipio¹) すべてのものは真である」(AT VII, 35) という、いわゆる「明証性の一般規則」は、『方法序説』以来、『省察』、『哲学原理』などのデカルトの公刊著作を通じて、何が真なる学知であるかを指し示す基準として、中心的な役割を果たしている。

しかしながら、「すべての明晰判明な知覚は真である」というこの規則に登場する「明晰判明」という概念それ自体は、これまで必ずしも明瞭であるとはみなされてこなかった。デカルトの存命中、およびその哲学が広まった時代からすでに、ガッサンディやライプニッツを始めとした論者から、デカルトのこの「明晰判明」性を軸とした真理基準は批判されてきたのだが、その批判の主要なものは、デカルトの提出した真理基準は曖昧なものである、というものである。一方、デカルト自身は特に『省察』や『哲学原理』を通して、明晰で判明な知覚を曖昧 (obscurus) で錯雑 (confuses) な知覚²から区別するための方法を論じた、と主張しており³、それ以上の補足的説明の必要性を感じていない。それにもかかわらずガッサンディやライプニッツのような批判が出るのは、デカルトの明晰判明性についての説明が必ずしも明瞭でない、というところに起因していると言えるだろう。

また、現代に至るまでの研究史を概観してみても、「明晰判明」概念がデカルト哲学において最も重要な概念の一つであることについては異論の余地がないにも関わらず、この「明晰判明」性についての研究は驚くほど少ない⁴。いわゆる「デカルトの循環」や「知識の基礎付け」に関する研究は数多くあるにもかかわらず、デカルト哲学における知識の内実をなすところの知覚の「明晰判明」性についての研究は、数少ないのである。その理由は、この概念の多様な出現の用例を整合的に解釈する困難を多かれ少なかれ解釈者達を感じていることによるのではないかと思われる。実際、そのような整合的な解釈は不可能であると論じ、「明晰判明」

概念、およびそれに依拠した「明証性の一般規則」を批判する論者も多い。われわれは、こうした状況の中で、「明晰判明」概念の、整合的で、一義的な解釈のための試みを提出してみたい。

本稿では、先行研究における主な解釈傾向を整理した上で、明晰判明概念を解釈する上での問題、および解釈する上での条件をまとめ、この条件を満たすような一つの解釈を提示することを試みてみたい。

構成を述べよう。第二節で、過去の主な先行研究の傾向を整理する。ついで、第三節で、その傾向の一つ、概念的解釈の流れから出てきた観点である、ある事物を「～として」捉える、という解釈の視点の重要性について述べ、一つの解釈を提示する。最後に第四節で、曖昧錯雑な観念と明晰判明な観念⁵を分類するのではなく、曖昧錯雑な観念を明晰判明な観念にする、というモメントの重要性について述べ、この解釈の意図と、そこから窺えるデカルト哲学の性格を示す。

2. 感覚をモデルにした解釈と、概念をモデルにした解釈

まず、デカルト自身が唯一明確に「明晰判明」という概念を規定した箇所として、『哲学原理』のテキストを引用しよう。最初は明晰性についての規定である。

明晰な (*claram*) 知覚と私が呼ぶのは、注意している精神に現前し (*praesens*) 明示されている (*aperta*) 知覚である。あたかも、直観している目の前に現れる物が、十分に強くはっきりと眼を刺激する場合に、これをわれわれは明晰に見るといふようなものである。そして、判明な (*distinctam*) 知覚とは、明晰であるとともに、他のすべてのものから分離され峻別されて、みずからのうちに、明晰なもの以外の何ものをも含まないような知覚である。(AT VIII, 22)

これに、明晰性と判明性の関係についての説明が続く。

したがって、誰かが、ある大きな苦痛を感じているとき、なるほどその人の内部ではこの苦痛の知覚はきわめて明晰であるが、常に判明であるとは限らない。というのも、人々はたいてい、この苦痛の知覚を、苦痛の本性について自らの下す曖昧な判断 (*obscurum suo iudicio*) と混同するからである。すなわち、彼らが明晰に知覚するのはただ苦痛の感覚だけであるのに、この感覚

に類似したものが、痛む部分に存在していると思ひ込むからである。このようにして、知覚は判明でなくても明晰でありうるが、逆に、明晰でなければ、いかなる知覚も判明ではありえない。(AT VIII A, 22)

このように、明晰判明性を言わば定義する箇所、まず最初に感覚（視覚）との類比で明晰性が説明され、ついで同じく感覚的知覚（＝痛みの知覚）が明晰な知覚の例として示され、明晰性と判明性の関係が述べられていることから、感覚をモデルに明晰判明性を説明しようとする解釈の傾向が存在する⁶。このような感覚をモデルにした解釈は、一般に、知覚の所与の直接性を明晰性の条件と捉え、例えば意識にありありと現れている、記憶を媒介せずに直接現前している、等といったことを明晰性の条件とみなす。

この解釈は、唯一明確に明晰判明性が規定されている箇所で感覚との類比のもとで明晰性が説明され、またその直後の箇所で例として感覚的知覚が挙げられていることから、一見確かな説得力を持つように思われるが、次のような問題点を持っている。まず、明晰判明性の程度の変動を説明する上で困難がある。明晰判明性には、より明晰、より判明といった、程度の差異がある⁷。また、その程度の差異は知覚の仕方によって変動するものであり、それも、明晰なものがより明晰になる、という場合だけでなく、曖昧なものが明晰になり、錯雑なものが判明になる、という場合がある⁸。感覚をモデルにした解釈は、その明瞭さは多くの場合刺激の強弱に基づき、精神の側の営為には基づかないため、こうした変動を説明し難い⁹。次に、所与の直接性を明晰性の条件にした場合、それでは条件が緩すぎ、曖昧な知覚の余地が少なくなる、という問題点がある。例えば、目の前にあるにも関わらず曖昧なもの（例えば、物体の本質を示すものとして見られた場合の、色、音、光の知覚などがそのようなものであるとされる¹⁰）が、所与の直接性を基にしたのではうまく説明できないように思われる。さらに、デカルトのテキストにおいて、意識に直接現前していないものの理解が、別のものの知覚の明晰性の条件になっているようなケースがあるが¹¹、このことが感覚をモデルにした解釈では説明できないように思われる。最後に、おそらくデカルトは明晰判明なものとして第一に、例えば神の観念やコギトの論証といった純粹に知性的なものを念頭に置いているように思われるが¹²、感覚が明瞭であるような事態をモデルにして、このような知性的なものの明晰判明性を考えるのは果たして相応しいのか、という疑念がある。

このような感覚をモデルにした解釈傾向に対して、例えば言葉の意味を把握す

る際の明瞭さといった、概念的な理解をモデルにした解釈傾向がある¹³。この解釈傾向は、知覚の所与が直接与えられているかどうかということではなく、また、所与自体の性格がどのようなものであるかということだけでもなく、所与の持つ他のものとのある種の関係性の把握を明晰判明性の条件に含めようとする解釈である、とまとめることができる。また、どのようなものとして所与を捉えるかという「解釈」の視点が重要な意味を持つとするものである¹⁴。

こうした解釈傾向の利点には、先ほどのような感覚をモデルにした解釈では扱いつらいような、明晰判明性の程度の変動を説明しやすい、ということがある。例えば、ある概念を注意深く考察することによって、いっそうの明晰さを得る、というような場合である。そして、この注意深い考察というのは、多くの場合、その概念が意識にありありと現れるように集中する、その概念のみに注意を向けられるように心に浮かぶ他のものを閑却する、といったことを意味するのではなく、その概念のもとに含まれているものや、その概念が依存しているものを考察したり、その概念と隣接している他の概念と比較したりすること、つまり、他の概念との関係性を検討したり把握したりすることを意味するだろう。こうした概念の明晰さとのアナロジーによるなら、明晰判明性の程度が増したり、曖昧錯雑な知覚が明晰判明になる、という事態は理解しやすい。また、観点によって同じ所与が明晰判明にも曖昧錯雑にもなる例がデカルトのテキストの中には見られるのだが、解釈という視点から明晰判明性を捉えることによって、このことの理解が可能になる。

こうした利点がある一方で、この解釈傾向には次のような問題点もある。すなわち、概念的な明晰さをモデルにして明晰判明性の意味するところが適切に把握されるとするなら、なぜ明晰判明性が唯一明確に規定された箇所、デカルトは痛みの知覚を例として挙げたのだろうか。『省察』での感覚的知覚の扱いを考慮するならば、明晰判明な知覚の範例として感覚的知覚が考えられていたなどとはとても考えられないが¹⁵、もし感覚的知覚の明晰さが例外的なものであったのなら、なぜそれが例として示されているのか分からないことになる¹⁶。また、こうした解釈は、往々にして、その知覚が事物の本質を表示するかどうかを明晰判明性の条件に含めてしまう¹⁷。事物の本質表示を明晰判明性の条件に含めると、感覚的知覚が明晰判明になる¹⁸余地がまったくなくなり¹⁹、そうすると、定義の箇所、例として痛みの知覚が挙げられていることが、まったく不合理になってしまう。われわれは、例えば感覚的知覚のように、事物の本質表示（＝知覚の対象である事物の本質がその知覚によって開示されること）をしない明晰判明な知覚もあると

考えるので、こうした傾向には問題がある。精確には、明晰判明な知覚の内、（とはいえ、それが大部分であるのだが）本質を表示するものがある、と言うべきである。また、論理的な関係として、明晰判明ならば事物の本質を表示する、とすることは（上述のような例外を除き）正しくとも、事物の本質を表示するならば明晰判明である、とすることは正しくない²⁰。前提と帰結の関係が逆になっているからである。正しくは、明晰判明ならば真であり、真であるものの一部（すなわち、事物において、その事物に属すると明晰判明に見られたもの）が、事物の本質を表示する、のである。デカルトの知識論の機制においては、「明晰判明」概念が「本質」概念の先に来、「真」概念を経由して初めて両者が結びつくことが押さえられねばならない。「本質」概念を明晰判明性の条件に含めようとする概念的解釈は、一般にここを捉え損なっている。事物の本質を表示するゆえに明晰判明であるとするこうした逆の理解は、外部をあらかじめ設定することをせず、内なる観念の分析から知識を構築していくデカルトの哲学を根本的に誤解しかねないものである。

3. 解釈することと明晰判明性

以上述べてきたように、明晰判明性の解釈には大別して二つの解釈傾向がある。この傾向の中で、しかし、われわれはこうした概念をモデルにした解釈傾向の方を支持する。その理由は、感覚をモデルにした解釈には前述した問題点があるということに加えて、「解釈」という視点が明晰判明性において重要だと考えるからである。デカルトが何かの知覚や観念が明晰判明であると述べる際、多くの場合、そうした知覚や観念がそれ自体で無条件に曖昧錯雑であったり、明晰判明であるとは述べられず、どのような知覚の仕方をするか、あるいは理解をするかに基づいて、それが明晰判明であるかどうか述べている。例えば、単に私の観念が明晰判明である、物体の観念が明晰判明である、とされるのではなく、「[私は、]私がただ思惟するものであって延長を持つものでない限りにおいて (quatenus)、私自身の明晰で判明な観念を持って」おり、「身体がただ延長を持つものであって思惟するものでない限りにおいて (quatenus)、身体の判明な観念を持っている」(AT VII, 78)等と言われる。こうした理解の仕方、把握の仕方を示すものとして、何かが明晰判明であると述べられる時、多くの場合、「～として見れば (spectantur ut)」、「～の限りで (quatenus)」という観点、視点、限定を表す表現が加えられた上で、それが明晰判明かどうか述べてられる。われわれはこの事実をとりわけ重

要なものと考え、この「解釈」ないし「解釈視点」という要素が、あるものが明晰判明であるために必要であると考え²¹。

このような解釈視点をどのように取るかによって、それが明晰判明であるか、曖昧錯雑であるかが変動する顕著な例として、感覚的知覚のケースが挙げられる。例えば、次の二つの引用箇所である。

苦痛や色やその他こういう類いのものは、単に感覚、すなわち思惟としてのみ考察される場合には (*ut sensus, sive cogitationes, spectantur*)、確かに明晰判明に知られる。しかし、それらが何かわれわれの精神の外に存在する事物であると判断される場合には、それらがいったいどのような事物であるかは、まったく理解することができないのであって、もしも誰かが、自分はある物体のうちに色を見るとか、手足のどこかに苦痛を感じるとかいうとするなら、その人は、なんであるのかまったく知らないものを自分はそこに見たり感じたりする、言い換えれば、自分は何を見、何を感じているのかわからない、というのとまるで同じことになる。(AT VIII, 33. 強調は筆者)

感覚的知覚は、本来、ただ精神がその部分である合一体にとって何が有益であり、何が有害であるかを精神に知らせるためにのみ与えられており、その限りでは (*eatenus*) 十分に明晰判明であるが、私はこの感覚的知覚を、あたかも、われわれの外にある物体の本質が何であるかを直接に認識するための確実な規則であるかのように用いている。しかし、物体の本質については、感覚的知覚は、きわめて曖昧で錯雑なものしか示さないのである。(AT VII, 83. 強調は筆者)

ここで述べられているように、感覚的知覚は、それが純粹に（感覚していると思っているという）思惟として捉えられるならば、あるいは、心身合一体の利害を知らせるものとして捉えられるならば、明晰判明であるとされる²²。しかし、それがわれわれの外にある事物そのものであるとか、われわれの外にある物体の本質を知らせるものとして捉えられるなら、曖昧錯雑なものであるとされるのである。感覚的知覚は、それが同じ所与であっても、こちらの捉え方、解釈の仕方によって、明晰判明にも、曖昧錯雑にもなるのである。

この解釈視点という考え方が明晰判明性の程度の変動をうまく説明できるというのが概念をモデルにした解釈をわれわれが支持する理由である。感覚をモデル

にした解釈では、このように捉え方によって同じ所与が曖昧錯雑にも明晰判明にもなる、という事態を説明できない。概念をモデルにした解釈では、所与の捉え方や、背景にある知識、そうした所与以外のものとの関係性によって、同じ所与であっても、その中で見えてくるものが変わるといことが理解されうるが、(所与が直接与えられているか否かといった) 感覚をモデルにした解釈では、そうした所与と所与以外のものとの関係性の把握が所与の認識を左右するといった事態が、理解困難になるからである。

他方で、前節で述べられた、概念をモデルにした解釈傾向にあるデメリット、問題点については、次のように解決可能であると考え。まず、事物の本質表示を行うかどうかを明晰性の条件に含める傾向がある²³という点に関しては、われわれは概念をモデルにした解釈からこの条件を外し、修正することによって対応する。次に、明晰判明性の定義の箇所での痛みの知覚の例が出されているという点に関しては、デカルトにとって、明晰判明なもの曖昧錯雑なものをよりわけ、分類するのではなく、曖昧錯雑なものを明晰判明にするというモメントが重要であったと考え、そのことを示すために感覚的知覚の例が適していた、という解釈をする。それにより、本来範例的な例が出されてしかるべき箇所での感覚的知覚が唯一例として挙げられているということの理由の説明を試みることで、問題に対処する。順に見ていこう。

ジワースやスミスらの概念的解釈に対し、われわれの解釈では、概念をモデルにした解釈によく見られるこの事物の本質表示という条件を外して、すなわち、条件をやや緩くして、その知覚が事物の本質を開示しているかどうかにかかわらず、既知の概念、あるいは既知の視点によって未知の概念を理解する時のように、単に既知のもの²⁴によって未知のものが理解されるか否か、このことが明晰性の条件であると捉える。すなわち、分かっている概念、分かっている解釈に照らすことによって、未知項の中に、その解釈に照らされる限りにおいて理解しうるものを見出すこと、これが明晰判明性であるとわれわれは考える。このことは、『哲学原理』における先に引用した定義の箇所の、「注意する精神に現前して明示されている」という記述にも対応する。既知のもの、それに照らして未知のものが把握されることの解釈視点が「注意している精神」の「注意」、すなわち所与のどのような要素に着目するか、という部分に対応し、それによって理解されるものが、「現前し明示されているもの」に対応する²⁵。

この解釈を、例によって考えてみよう。例えば、物体は、延長として見られた場合、明晰判明に知解されるとデカルトは述べる。これはすなわち、長さ、幅、

深さにおける延長というもの（既知のもの、既知項）から、物体という未知のものを理解できる、ということを示していると思われる。これとは対照的に、光や、色、匂いといった感覚的知覚から物体を理解しようとする場合、その既知のものによる未知のものの解釈は成り立たない。というのも、デカルトが他の箇所ですした様々な論拠によって、こうした理解が阻まれるからである²⁶。また、感覚的知覚が未知のもの（未知項＝被解釈項）とされる場合を考えてみよう。感覚的知覚が物体の本質を示すものとして捉えられた場合（解釈。すなわち、「物体の属性・様態」という既知の概念によって把握しうるかどうかの検討）、その解釈、既知項に該当するものは何も未知項に含まれないため（物体の本質を示していると思われるようなものは何も感覚的知覚に含まれないため）、この知覚は曖昧で錯雑なものになる。これが、「第三省察」において感覚的観念が曖昧で錯雑なものであるとされている理由である。というのも、「第三省察」では、物的な事物の観念として、すなわち、物的な事物の本質を示すようなものとして、感覚的知覚が検討されているからである。その場合、感覚的知覚は、明晰判明になりようがない。一方、感覚的知覚が心身合一の利害を知らせるものとして見られた場合（解釈であり、既知項）、感覚的知覚を心身合一の利害を知らせるものとして理解することができるようになり（例えば、痛みの知覚は、その箇所の身体部位が損傷していること（＝何か対応をとらねばならないこと）を示すものとして理解される）、したがって、その限りで明晰判明なものとなる。しかし、例えば痛みの知覚を、痛みの知覚に似た何かがある箇所に存在し、そのものの本質を示す何かとして解釈すると、その限りでの痛みの知覚は曖昧錯雑なものとなる。

つづいて、感覚的知覚が『哲学原理』の定義の箇所で例として出されているという、概念をモデルにした解釈を取る上でのもう一つの障害、問題点について考えてみよう。感覚的知覚を明晰判明な知覚の例に挙げた、デカルトの動機は何であろうか。われわれが考えるに、それは、曖昧で錯雑な観念を明晰判明な観念にする、というデカルトの試みと関係がある。それを次節で確認することにしよう。

4. 曖昧錯雑な観念を明晰判明にすること

感覚的知覚が先に引用した『哲学原理』の定義の箇所で例として提出されたのは、感覚的知覚が、認識の仕方によって曖昧で錯雑な知覚にもなれば、明晰判明な知覚にもなる、ということをよく示す例であり、それが曖昧で錯雑な観念を明晰判明な観念にする際のモデルケースになるとデカルトが考えたからではないか、

とわれわれは考える。デカルトによれば、誤謬の主要な源泉であり、曖昧で錯雑なものになりやすいのが、感覚的知覚である。その感覚的知覚が、どのようにしたら明晰判明なものになるのか、ということが示されれば、他のものについてはもっと容易に明晰判明な観念を形成しうるのではないか。この考えは明晰判明性の定義の後の箇所にもその根拠を持つ。というのも、『哲学原理』の定義の直後で、明晰判明なもの例が列挙された後（加えて、そのような明晰判明なものも、どのような仕方でも知覚すればそれは明晰判明なものになるか、という視点で叙述されている）、どのような原因によって感覚的観念は曖昧で錯雑なものになるのかということ、また、どのようにしたら明晰判明になるのか、という、感覚的知覚を明晰判明なものにする仕方が説明されているからである²⁷。その説明によると、まず、明晰な感覚的知覚が錯雑なものになるのは、「曖昧な判断」がその知覚に混入することによる。「曖昧な判断」とは、その感覚的知覚に似た何か外部にそのまま存在する、とする判断、すなわち、感覚的知覚を物体の本質を表示するものとして、実際にはそのような内容は知覚の中に含まれていないにもかかわらず、判断してしまうことである。錯雑性の原因を述べるこの例は、われわれの解釈とも整合的である。われわれの解釈では、未知項を、実際には等号で結べないような既知項と結びつけること、所与についてそれによっては本来理解不可能な視点から解釈を行ってしまうこと、から錯雑性は生じる。感覚的知覚は、物体の本質を表示するものとして解釈できないにもかかわらず²⁸、この箇所において物体の本質を表示するものとして理解され、そのように判断が下されてしまっている。それゆえに、その知覚は錯雑なものになっていると思われる²⁹。また、そのような、妥当しない（実際は不整合な）解釈がもたらされるようになり、妥当する解釈がなおざりにされた場合、その観念は錯雑なだけでなく、曖昧なものになると考えられる。というのも、解釈に該当する何も被解釈項の内に見出されず、それゆえ何も「注意した精神に現前」しないからである。例えば、感覚的知覚がもたらす物体のうちにあるものとして考察された場合がこれにあたる。われわれの考えでは、「第三省察」の質料的虚偽の議論、および、「第六省察」の感覚によって知られるものの吟味の議論が、この例に当たるとと思われる³⁰。すなわち、ここでは、感覚によって、物体について何か知ることができるか、ということが問題になっており、感覚を単に感覚、あるいは思惟として捉える、あるいは、心身合一の利害を知らせるものとして捉える、という視点は取られていない。感覚的知覚を、「合一の利害を知らせるものとして」、あるいは、「単なる感覚、あるいは思惟として」以外の解釈で捉えようとしても、感覚的知覚の中に、何もそう

いった解釈に合致するようなものは見出されないので、これらの箇所において、感覚的知覚は（明晰ですらなく）曖昧で錯雑なもの、とされているのである。

一方、先ほどの箇所では感覚的知覚が曖昧で錯雑なものとしてされていたが、『哲学原理』の明晰判明性の定義の箇所である第1部第46節では、痛み[・]の知覚が、今度は明晰で錯雑な知覚であるとされている。この両者のテキストに見出される齟齬は、諸解釈者にとって解釈困難な難所であったが、こちらも同様に解釈を試みてみよう。ここでは、「激しい痛みを感じている」人の知覚が例になっている。この人は、痛みを、痛みを感じる部分に実在するものとして捉えている（＝妥当しない解釈）ため、その知覚が錯雑なものになっているのだが、しかし他方で、「痛みを感じている」、すなわち、痛みを「単なる感覚、あるいは思惟として」も同時に捉えているので、それに合致するものが知覚の内に見出され、その知覚は少なくとも明晰ではあるのである。明晰な知覚に「曖昧な判断」が混入することが、知覚の錯雑性をつくるものであった。そして、明晰な知覚に「曖昧な判断」を混ぜたからといって、その知覚は曖昧になるわけではない。ただ錯雑になるだけで、明晰さは残るのである。だから、痛み[・]の知覚は明晰で錯雑なものとしてされるのである。一見齟齬があるように思われる、痛み[・]の感覚的知覚を明晰で錯雑な知覚とする『哲学原理』のテキストと、曖昧で錯雑な知覚とする『省察』のテキストは、このように、「解釈」という要素を経由させれば、整合的に理解できるようになるのである。

こうして、知覚が曖昧になる理由、また、錯雑なものになる理由はわれわれの解釈によって説明される。すなわち、被解釈項（未知項、未知のもの）に妥当する解釈が一つもない場合、その知覚は曖昧であり、被解釈項に妥当する解釈以外の解釈（誤った解釈。それによって被解釈項のいかなる要素も浮き上がらせない解釈）を同時に行ってしまうている場合、その知覚は錯雑なものとなる、というものである。これが、明晰判明性と対をなす、曖昧性と錯雑性に関するわれわれの解釈である。

では、曖昧で錯雑な知覚は、どのようにすれば明晰判明なものになるのか。それは、妥当な解釈を行い（明晰性）、さらに、それに加えて、妥当でない解釈を混ぜないこと（判明性）、である。こう言ってよければ、与えられたものを適切に解釈する、ということである。

感覚的知覚が明晰判明性の定義において例に出されたのは、このように解釈を適切に選択し、誤った解釈を取り除いていく、すなわち、先入見（＝先-判断（prae-judicium）。知性の吟味を待たず、下してしまっている判断）を取り除く、

ということが、観念を明晰判明にする上で必要なことなのだとすることを強調して示すためではないか。先入見は、すなわち、凝り固まってしまう、ぬぐい去れなくなってしまった解釈である。こうした解釈を除去し、適切な解釈を求めることが、先入見を取り除き、知覚や観念を明晰判明なものにする、ということの内実であるとわれわれは解釈する。デカルトが定義の直後に感覚的知覚を例として挙げた動機について、われわれの解釈からはこのように推測することができる。もし、感覚的知覚が本性上曖昧で錯雑なものであったり³¹、その明晰判明性が本来の意味とは異なる派生的なものであった場合、唯一の定義の直後にそのような感覚的知覚を明晰な知覚の例として挙げたことは、説明ができないか、デカルトの不用意さを物語るものになってしまう。われわれの明晰判明性の解釈ならば、この定義の直後に挙げられた、明晰で錯雑な痛みの知覚の例は、通常のように概念的解釈の障害になるどころか、むしろ解釈を補強するものになるのである。

5. 結びにかえて

以上の考察をまとめよう。われわれは感覚をモデルにした解釈傾向と、概念をモデルにした解釈傾向のうち、概念をモデルにした解釈傾向の側を支持した。その理由は、この解釈の「解釈視点」という考え方が、知覚の仕方、解釈の仕方によって同じ所与であってもそれが曖昧錯雑になったり、明晰判明になったりするという事実をうまく説明できるからである。そしてこのことは、明晰判明概念を解釈する上での躓きの石となる、明晰判明性の定義の箇所において感覚的知覚の例が示されている、という問題をうまく解決することができる。このわれわれの解釈の一つの試みを通して浮かび上がってくるのは、様々なものを、これは曖昧錯雑、これは明晰判明というように分類するための基準ではなく、曖昧錯雑なものを明晰判明にするという、認識、判断形成のための物差し、指針としての明晰判明性という解釈である。

明晰判明性は、既知のものによって、未知のものを解釈し、それによって理解を形成できた時に成り立つものであるとわれわれは考える。その際、解釈を適切に選択しその未知のものを理解すること（明晰性）、そして、凝り固まった、意識せずに採用してしまっている解釈、先入見を取り除くこと（判明性）、この二つの行いが重要なものになる。そうした、精神の工夫によって得られる明晰判明な知覚を積み重ねていくことによって、ある事物についての明晰判明な観念が得られる。こうした試みを積み重ねていくことによって、人間の知性が及びうる、あら

ゆるものに理解を広げようとする、これが、デカルトの知のプログラムであるとわれわれは考える。

* 本稿は科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

¹ 名詞形は *perceptio* である。*perceptio* を本稿では「知覚」と訳すが、これは感覚的知覚のみを表す用語ではなく、知性的認識をも表すことに注意されたい。むしろ、明晰判明性の定義にこの語が用いられることから分かるように、感覚的知覚よりも知性的認識に用いられる印象が強い。例えば、三角形の内角の和が二直角に等しい、といった数学的命題も精神によって知覚される、と言われる。単なる感覚的知覚を表すだけではないということを示すために *perceptio* が「知得」と訳される場合もあるが、本稿では *perceptio* による認識が時間の内でなされ、そのときどきによって変化するものであるというニュアンスを出すために「知覚」と訳すことにする。ちなみに、フランス語では単に *perception* 等と訳される。

² 曖昧 (*obscurus*) は明晰 (*clarus*) の対概念であり、錯雑 (*confuses*) は判明 (*distinctus*) の対概念である。

³ AT VII, 361-2、AT VIII, 37 を参照。

⁴ このことについて、カンブッシュネルも、重要な問題であるにも関わらず、この「明晰判明」概念についての研究が特にフランスにおいて「極めてまれ」であったことを指摘している。実際、英米圏においては若干の研究が（それでも「明晰判明」概念の重要性に比して少ないが）存在するが、フランスではとりわけ研究が少ない (cf. Kambouchner (2007, 159))。

⁵ 観念と知覚の関係については、紙幅の都合上扱えなかった。観念の明晰判明性と知覚の明晰判明性について、本稿では取り立てて区別せずに扱う。観念と知覚の関係については、上記のカンブッシュネルの論文も参照されたい (cf. Kambouchner (2007, 159-73))。

⁶ 例えば、ジルソン、アシュワースなどがこのような解釈を行う (cf. Gilson (1967, 200-1)、Ashworth (1972))。

⁷ 例えば、「同じ事物、あるいは実体のうちにより多くの (*plures*) 特性や状態をわれわれが把握すればするほど、われわれはその事物や実体をより明晰に (*clarius*) 認識する」(AT VIII, 8)。また、神の観念は最も明晰判明である、とされる (AT VII, 46)。他に、「より長く、より心細やかに私が検討するほど、より明晰により判明に (*clarius et distinctius*)、これらすべてが真であることを私は認識する」(AT VII, 42)。明晰判明性の程度の差異が何に基づいているのか、ということに関して、その知覚によって認識される事物の特性・規定性の量に基づく、という量的解釈と、それがどのような知覚作用によってなされたかに基づく、という質的解釈がある。われわれは量的解釈の側を支持するが、それについては紙幅の都合上省く。これについては Thomas (1982) を参照。

⁸ 例えば、「[蜜蜂の知覚である] 精神の洞観は、これを成り立たせているところへと向ける私の注意の程度の多いか少ないかに応じて、以前がそうであったように不完全で錯雑したものであったり、今がそうであるように明晰判明であったりする」(AT VII, 31)。

⁹ 視覚は、目を凝らす、注意する箇所を変える、視点を変える、といったことができるので、精神の工夫と似ている点があるが、ここでは所与の直接性を明晰性の条件とする解釈が問題になっているので、この考察は省く。

¹⁰ 「光、色、音、香り、味、熱と冷、およびその他の触覚的な性質などは、きわめて錯雑して曖昧にしか (*confuse & obscure*) 私によって思惟されない」(AT VII, 43)。

¹¹ 例えば、「われわれは実体を、実体とは異なると言っている様態なしにも、明晰に知覚しうが、しかし、逆にこの様態を、実体なしには知解しえない」(AT VIII, 29)。様態にだけ注意が行っており、実体に注意が行っていない場合であっても、様態の明晰な知覚は実体の理解を前提としている。

¹² あるいは、これには想像力も関わるのだが、三角形の内角の和は二直角に等しい、というような幾何学的な命題が明晰判明な知覚として念頭に置かれていると思われる。

-
- ¹³ 例えば、ジワース、スミスなどがこのような解釈を行っている (cf. Gewirth (1942)、Smith (2001))。
- ¹⁴ この点は、次節で詳述する。
- ¹⁵ このことについて、及び感覚的知覚の明晰判明性の問題については、今井 (2011) を参照されたい。
- ¹⁶ 単に、明晰だが錯雑している知覚の例として、感覚的知覚以外の適切な例がなかったという可能性もあるが、それでも、もしこのような知覚が例外的なものであったのなら、例として出されていることの不適切さを非難するのは不当ではないであろう。アシュワースは、このように、明晰判明性が明確に規定される箇所では不適切な例を出したとして、デカルトを批判する (cf. Ashworth (1972, 97-100))。
- ¹⁷ ジワース、スミスの解釈はいずれも事物の本質を表示するかどうかを明晰性の条件に含めている。
- ¹⁸ これは先に引用した定義の箇所であるが、「誰かが、ある大きな苦痛を感じているとき、なるほどその人の内部ではこの苦痛の知覚はきわめて明晰であるが、常に判明であるとは限らない」 (AT VIII, 22)。常に判明であるとは限らない、ということは、少なくともこうした痛み¹⁸の知覚が判明であり、したがって明晰かつ判明である時があるということを示している。
- ¹⁹ なぜなら、デカルトの哲学においては、感覚的知覚は、それがそこに由来すると思われる事物の本質を表示することはないとされるからである。
- ²⁰ このように例外があるため、明晰判明ならば事物の本質を表示する、という理解も、一般的にあらゆる場合に妥当するようなものではない。
- ²¹ この「解釈」という要素が重要という論点は、すでにジワースが述べている (cf. Gewirth (1942, 190))。また、カンブッシュネルも、明晰判明性に関して、この「～として見る」という表現の重要性を指摘している (cf. Kambouchner (2007, 170))。
- ²² ここで言われるところの明晰判明性が、心身合一体に関してのみ妥当する、いわば例外的なものではなく、他の場合と同様に一義的に扱われねばならないことについては、今井 (2011) を参照されたい。
- ²³ このような概念をモデルにした解釈は知性的認識を雛形として知覚の明晰判明性を解釈するので (そして、明晰判明な知覚は事物の本質を示すものである)、このように事物の本質表示を明晰判明性の条件に含めようとする。
- ²⁴ この既知のものは、デカルトが本有観念と呼ぶもの、また、それを基にしてすでに組み上げられた知識の総体である。本有観念、あるいは観念の本有性については紙幅の都合上述べられなかった。これについては、今後の課題としたい。
- ²⁵ 「明晰な知覚と私が呼ぶのは、注意している精神に現前し明示されている知覚である」 (AT VIII, 22)。
- ²⁶ 例えば、「第三省察」で述べられる、天文学の根拠によって取得された、とても大きいものとしての太陽の観念と、感覚から汲まれた、小さいものとしての太陽の観念とは互いに類似していない、という議論 (cf. AT VII, 39)。こうした議論によって、感覚的知覚に類似したものが物体にそのまま存在している、物体を感覚的知覚に類似したものとして捉える、といった考えがすでに否定されている。このように、未知項と既知項との一致が成り立つか、ということは、既知項 (解釈) の持つ背景、文脈の全体が加味された上で決まるものである、と考えられる。
- ²⁷ われわれの解釈では、『哲学原理』第1部の第48節～第65節までが、明晰なもの²⁷の例、および、それらがどのようにすれば明晰判明に知覚されるか、ということの説明である。そして、第66節～第70節までが感覚的知覚を明晰判明に知る仕方である。
- ²⁸ 解釈できない、ということは、他の論拠から示される。例えば、感覚的知覚に類似した何か²⁸が物体のうちにある、ということ²⁸をわれわれはまったく知らず、それどころか、複数の太陽の観念のような、類似性を否定するような事実がある、というようなことである。このような迂路をとるのは、本当は理解していないのに、理解していると思いついて、明晰判明に知覚

していると思っ込んで、という事態があり、それを示すには他の論拠が必要であるからである。

²⁹ ネルソンも、曖昧性と混乱性は誤った判断の混入によって生じる、という解釈を行っている (cf. Nelson (1996, 13-24))。

³⁰ AT VII, 43-4、AT VII, 80-1 を参照。また、『哲学原理』においても、物体のうちに見られた感覚的知覚は明晰ではない、ということが述べられている (cf. AT VIII, 33-4)。

³¹ ゲルーはこのように解釈する。ゲルーの明晰判明性の解釈については、Gueroult (1953, I, 216-21, II, 14-8, 131-40, 157-9) を参照。

[参考文献]

* デカルトのテキストからの引用は全てアダン・タンヌリ版全集 *Oeuvres de Descartes, publiés par C. Adam et P. Tannery, Nouvelle présentation, Vrin, 1964-1974/1996*。により、その際 AT と略記し、巻数と当該箇所のパージ数を併記して示す。

Ashworth, Earline J. 1972. "Descartes' theory of clear and distinct ideas," *Cartesian Studies*, R. J. Butler (ed.), Basil Blackwell, 89-105.

Gewirth, Alan. 1942. "Clearness and distinctness in Descartes," *Philosophy*, 18, 17-36.

Gueroult, Martial. 1953. *Descartes selon l'ordre des raisons*, 2vols., Aubier-Montaigne.

Kambouchner, Denis. 2007. "Remarques sur la définition cartésienne de la clarté et de la distinction," in *Les facultés de l'âme à l'âge classique*, C. Jaquet et T. Pavlovits (ed.), Publications de la Sorbonne, 159-73.

Gilson, Étienne. 1967. [Descartes], *Discours de la Méthode, texte et commentaire*, 4e édition, J. Vrin.

Nelson, Alan. 1996. "The Falsity in Sensory Ideas: Descartes and Arnauld," in *Interpreting Arnauld*, Elmar J. Kremer (ed.), University of Toronto Press, 13-24.

Smith, Kurt. 2001. "Une théorie générale de la clarté et de la distinction cartésiennes, fondée sur la théorie de l'énumération dans les «Règles»,» *Dialogue*, 40, 2, 279-309.

Thomas, Janice. 1982. "Descartes's Trust of Clear and Distinct Perception," *Ratio*, Basil Blackwell, 24, 1, 83-6.

今井悠介. 2011. 「デカルトにおける感覚的観念の明晰判明性の問題」, 『論集』, 東京大学大学院人文社会系研究科哲学研究室, 第 30 号, 118-31.